

(木をつかう活動)

木材普及

整理番号 21

事業名	「愛媛県の木材でつくる展示の森」木材アートワークショップ交流事業		
事業主体名	瀬戸内アーキテクチャーネットワーク		
代表者名	代表者名： 白石 卓央	会 員： 11名	
事務局住所	松山市桑原1-1-32		
連絡先	担当者名： 谷尾 尚隆	電 話： 089-968-2380	
実施箇所	松山市		
事業の概要	松山市内において一般県民を対象に県産材を使ったアートワークショップを開催して木材利用の普及を図った。		
事業費	事業費： 686,824 円	補助金額：	593,000 円
活動状況	活動回数： 5 回	参加延べ人数：	187 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木材普及

整理番号 22

事業名	木トラス制作・普及プロジェクト		
事業主体名	合同社会 久万郷		
代表者名	代表者名： 井部 健太郎	会 員： 5名	
事務局住所	上浮穴郡久万高原町管生2-1326-1.		
連絡先	担当者名： 井部 健太郎	電 話： 0892-21-0395	
実施箇所	久万高原町		
事業の概要	間伐材を使った木トラスを製作して木材利用の普及活動を行った。		
事業費	事業費： 564,900 円	補助金額：	512,000 円
活動状況	活動回数： 7 回	参加延べ人数：	944 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 23

事業名	トンギコ木工教室		
事業主体名	あそびじゅくトムソーヤ		
代表者名	代表者名： 角田 武博	会 員： 6名	
事務局住所	新居浜市萩生1299-1		
連絡先	担当者名： 岡 憲朗	電 話： 0897-41-4410	
実施箇所	新居浜市		
事業の概要	森林の大切さや環境についての理解を深めるため、地域の小学生等を対象とした木工教室を開催した。		
事業費	事業費： 46,802 円	補助金額：	46,000 円
活動状況	活動回数： 2 回	参加延べ人数：	70 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 24

事業名	今治地区木工教室		
事業主体名	今治地区林業研究グループ協議会		
代表者名	代表者名： 羽藤 俊一	会 員： 17名	
事務局住所	今治市玉川町法界寺甲114-1		
連絡先	担当者名： 羽藤 俊一	電 話： 0898-55-2001	
実施箇所	今治市		
事業の概要	市内の小学生等を対象に木工教室を開催し木材の利活用促進を図った。		
事業費	事業費： 274,481 円	補助金額：	274,000 円
活動状況	活動回数： 3 回	参加延べ人数：	148 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 25

事業名	遊友学舎 木工教室		
事業主体名	特定非営利活動法人 JMACS		
代表者名	代表者名： 中野 博子	会 員： 8名	
事務局住所	松山市千舟町6-1-3チフネビル501		
連絡先	担当者名： 八木 美恵子	電 話： 089-913-0415	
実施箇所	松山市		
事業の概要	日常に木工工作を根付かせるとともに木材利用を促す基盤作りとするため定期的に木工教室を開催した。		
事業費	事業費： 437,608 円	補助金額：	436,000 円
活動状況	活動回数： 12 回	参加延べ人数：	370 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工


整理番号 26

事業名	春夏秋冬 山につなぐ集遊広場		
事業主体名	木でつながるなまか「円い森」		
代表者名	代表者名： 高橋 佐智子	会 員： 3	
事務局住所	松山市平田町419		
連絡先	担当者名： 高橋 佐智子	電 話： 089-979-6388	
実施箇所	松山市		
事業の概要	木製玩具作家等を講師に木にふれ楽しむ木工教室等を開催して木や森とのつながりを考えた。		
事業費	事業費： 449,130 円	補助金額：	449,000 円
活動状況	活動回数： 5 回	参加延べ人数：	182 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工


整理番号 27

事業名	みんなが大工さん～木製大型遊具をつかって遊ぼう～		
事業主体名	特定非営利活動法人 自然環境教育えことのは		
代表者名	代表者名： 小林 智子	会 員： 10名	
事務局住所	松山市菅沢町乙642-3		
連絡先	担当者名： 小林 智子	電 話： 089-907-3272	
実施箇所	松山市		
事業の概要	参加者自らが木製大型玩具を作ることにより木材への理解と愛着を深め、木のある暮らしにつなげた。		
事業費	事業費： 475,261 円	補助金額：	470,000 円
活動状況	活動回数： 3 回	参加延べ人数：	76 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 28

事業名	地域の子どもたちと森をつなぐプレーパーク事業		
事業主体名	NPO松山冒険遊び場		
代表者名	代表者名： 山本 良子	会 員： 6名	
事務局住所	松山市別府町734-9		
連絡先	担当者名： 山本 良子	電 話： 089-952-9541	
実施箇所	松山市		
事業の概要	地域の子供を対象に木工活動等を実施して森林の重要性や森林との関わりを啓発した。		
事業費	事業費： 554,368 円	補助金額：	525,000 円
活動状況	活動回数： 4 回	参加延べ人数：	217 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 29

事業名	森とふれあう教室		
事業主体名	愛媛県森林組合職員連盟本会支部		
代表者名	代表者名： 芝 芳亀	会 員： 42名	
事務局住所	松山市三番町4-4-1		
連絡先	担当者名： 重松 孝典	電 話： 089-941-0164	
実施箇所	伊予市		
事業の概要	地域の子どもたちを対象に木材の流通について学んだり木工体験を行う森とのふれあい教室を開催した。		
事業費	事業費： 300,000 円	補助金額：	300,000 円
活動状況	活動回数： 1 回	参加延べ人数：	50 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工


整理番号 30

事業名	森の大工ひろば		
事業主体名	Hug育		
代表者名	代表者名： 池田 美恵	会 員： 10名	
事務局住所	松山市生石町545-8		
連絡先	担当者名： 池田 美恵	電 話： 089-934-7244	
実施箇所	松山市		
事業の概要	木工製作や森林観察を通して木材が環境保全に貢献していることへの理解を深めた。		
事業費	事業費： 522,609 円	補助金額：	500,000 円
活動状況	活動回数： 4 回	参加延べ人数：	111 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 31

事業名	木のおもしろ楽器製作広場		
事業主体名	ワニナルアートカンパニー		
代表者名	代表者名： 田中 章友	会 員： 6名	
事務局住所	松山市北梅本町645-5		
連絡先	担当者名： 高岡 沙織	電 話：	
実施箇所	松山市		
事業の概要	木製楽器の製作を通して木材利用や環境保全への理解を深めた。		
事業費	事業費： 504,986 円	補助金額：	500,000 円
活動状況	活動回数： 6 回	参加延べ人数：	162 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 32

事業名	なんぶde木で創るプロジェクト		
事業主体名	社会福祉法人 松山支社会福祉事業団体 松山市南部児童センター		
代表者名	代表者名： 片山 正直	会 員： 113,000名(来館者数)	
事務局住所	松山市古川北3-8-20		
連絡先	担当者名： 山下 洋一郎	電 話： 089-969-1005	
実施箇所	松山市		
事業の概要	木工教室を通して県産材の普及活動を行うとともに、森林環境保全について学習した。		
事業費	事業費： 300,000 円	補助金額：	300,000 円
活動状況	活動回数： 3 回	参加延べ人数：	80 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 33

事業名	久万林業まつり親子木工広場		
事業主体名	久万林業まつり実行委員会		
代表者名	代表者名： 高野 宗城	会 員： 45名	
事務局住所	上浮穴郡久万高原町久万212		
連絡先	担当者名： 石村 光四郎	電 話： 0892-21-1111	
実施箇所	久万高原町		
事業の概要	久万林業まつりに合わせて、親子が森林や木材について学び体験できる木工広場を開催した。		
事業費	事業費： 500,000 円	補助金額：	480,000 円
活動状況	活動回数： 1 回	参加延べ人数：	584 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 34

事業名	杣人座～其の八～「森づくりの基地からの発信ACT2～木魂の挑戦～」		
事業主体名	愛媛県木材青年協議会		
代表者名	代表者名： 成川 尚司	会 員： 29名	
事務局住所	新居浜市阿島1-1-61		
連絡先	担当者名： 柚山 英二	電 話： 0897-46-5336	
実施箇所	久万高原町		
事業の概要	間伐材を活用して木工活動を行った。		
事業費	事業費： 342,900 円	補助金額：	340,000 円
活動状況	活動回数： 1 回	参加延べ人数：	13 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 35

事業名	地元材を使った木製ベンチ作り事業		
事業主体名	肱川中学校PTA		
代表者名	代表者名： 山内 卓司	会 員： 83名	
事務局住所	大洲市肱川町山鳥坂282番地		
連絡先	担当者名： 森貞 淳	電 話： 0893-34-2003	
実施箇所	大洲市		
事業の概要	地域材を活用してベンチを作成し、地域の公共施設に設置した。		
事業費	事業費： 323,699 円	補助金額：	323,000 円
活動状況	活動回数： 4 回	参加延べ人数：	185 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 36

事業名	親子木工広場開催事業		
事業主体名	八西林業研究グループ		
代表者名	代表者名： 吉見 友孝	会 員： 5名	
事務局住所	八幡浜市北浜1-1-1(八幡浜市役所内)		
連絡先	担当者名： 菊池 敏秀	電 話： 0894-22-3111	
実施箇所	八幡浜市		
事業の概要	地元産材を使った木工教室を開催することにより次代を担う青少年に木材に対する理解を深めた。		
事業費	事業費： 254,314 円	補助金額：	250,000 円
活動状況	活動回数： 1 回	参加延べ人数：	138 人
状況写真			

(木をつかう活動)

木工

整理番号 37

事業名	木とのふれあい教室（親子手作り木工広場）		
事業主体名	南宇和地区林材業振興会議		
代表者名	代表者名： 清水 雅文		
事務局住所	南宇和郡愛南町御荘平城3048		
連絡先	担当者名： 山内 博史	電話： 0895-72-0931	
実施箇所	愛南町		
事業の概要	親子が気軽に参加し、森林や木材について学び体験できる木工広場を開催した。		
事業費	事業費： 297,395 円	補助金額： 294,000 円	
活動状況	活動回数： 1 回	参加延べ人数： 319 人	
状況写真			

(森とくらす活動)

環境教育

整理番号 38

事業名	森林環境教育		
事業主体名	夢遊友うずい		
代表者名	代表者名： 川原 修二	会員： 40名	
事務局住所	新居浜市大生院1559-5		
連絡先	担当者名： 神野 泰次	電話： 0897-43-3104	
実施箇所	新居浜市		
事業の概要	小学生を対象に椎茸栽培を通じた広葉樹林の活用等の森林環境教育を実施した。		
事業費	事業費： 39,450 円	補助金額： 39,000 円	
活動状況	活動回数： 1 回	参加延べ人数： 50 人	
状況写真			

(森とくらす活動)

環境教育

整理番号 39

事業名	朝倉の森を守ろう、育てよう		
事業主体名	朝倉の森を育む会		
代表者名	代表者名： 越智 古志郎	会 員： 5名	
事務局住所	今治市朝倉北甲139-5		
連絡先	担当者名： 藤原 秀博	電 話： 0898-56-1213	
実施箇所	今治市		
事業の概要	樹木観察、森林学習会及び植樹等の活動を通じ森林環境保全の意識高揚を図った。		
事業費	事業費： 269,000 円	補助金額：	269,000 円
活動状況	活動回数： 8 回	参加延べ人数：	264 人
状況写真			

(森とくらす活動)

環境教育

整理番号 40

事業名	森の時間その9～森や木とふれあい、音を奏で、年輪ケーキをつくる～		
事業主体名	特定非営利活動法人 自然環境教育えことのは		
代表者名	代表者名： 小林 智子	会 員： 10名	
事務局住所	松山市菅原町乙642-3		
連絡先	担当者名： 小林 智子	電 話： 089-907-3272	
実施箇所	松山市		
事業の概要	森の時間の流れを学ぶため、森の樹木や木材の観察、樹木の成長過程等を学ぶ学習会を開催した。		
事業費	事業費： 354,580 円	補助金額：	351,000 円
活動状況	活動回数： 2 回	参加延べ人数：	36 人
状況写真			

(森とくらす活動)

環境教育

整理番号 41

事業名	森林の重要性を伝える出張プレーパーク事業		
事業主体名	NPO松山冒険遊び場		
代表者名	代表者名： 山本 良子	会 員： 6名	
事務局住所	松山市別府町734-9		
連絡先	担当者名： 山本 良子	電 話： 089-952-9541	
実施箇所	松山市		
事業の概要	木製ジャングルジムの組立て等を通して木の香りや肌触りを感じるとともに環境教育に関する意識を高めた。		
事業費	事業費： 420,234 円	補助金額：	418,000 円
活動状況	活動回数： 2 回	参加延べ人数：	106 人
状況写真			

(森とくらす活動)

環境教育

整理番号 42

事業名	平成25年度森への誘い推進事業		
事業主体名	えひめ森の案内人会		
代表者名	代表者名： 白石 博文	会 員： 148名	
事務局住所	松山市市坪北2-19-4		
連絡先	担当者名： 河上 泰博	電 話： 089-956-3541	
実施箇所	伊予市		
事業の概要	森林とふれあい、森林に学び、森林を育てる意識醸成のため、森林に関する知識や技術を普及した。		
事業費	事業費： 439,825 円	補助金額：	439,000 円
活動状況	活動回数： 7 回	参加延べ人数：	361 人
状況写真			

(森とくらす活動)

環境教育

整理番号 43

事業名	森の木育ひろば		
事業主体名	Hug育		
代表者名	代表者名： 池田 美恵	会員： 10名	
事務局住所	松山市生石町545-8		
連絡先	担当者名： 池田 美恵	電話： 089-934-7244	
実施箇所	松山市		
事業の概要	森の自然観察を通して森林への興味を深めるとともに、日常生活において森林と共生する文化を涵養した。		
事業費	事業費： 479,610 円	補助金額： 479,000 円	
活動状況	活動回数： 6 回	参加延べ人数： 141 人	
状況写真			

(森とくらす活動)

環境教育


整理番号 44

事業名	森を学び、里・川・海、そして街を考える2013		
事業主体名	都会と田舎を結ぶ食育ネット		
代表者名	代表者名： 小田 清隆	会員： 150名	
事務局住所	喜多郡内子町川中868		
連絡先	担当者名： 小田 由美	電話： 0893-45-0802	
実施箇所	内子町		
事業の概要	森林整備活動体験、炭焼き等の活動を通して、森のあり方を学んだ。		
事業費	事業費： 529,345 円	補助金額： 496,000 円	
活動状況	活動回数： 12 回	参加延べ人数： 351 人	
状況写真			

(森とくらす活動)

環境教育

整理番号 45

事業名	〈間伐〉による「生物多様性の森」復活PROJECT		
事業主体名	さんきら自然塾		
代表者名	代表者名： 水本 孝志	会 員：	30名
事務局住所	八幡浜市大平1-865-2		
連絡先	担当者名： 水本 孝志	電 話：	0894-24-4961
実施箇所	八幡浜市		
事業の概要	間伐の効果を自然観察会でアピールするとともに、樹木図鑑の作成・配布を行った。		
事業費	事業費： 370,530 円	補助金額：	370,000 円
活動状況	活動回数： 7 回	参加延べ人数：	721 人
状況写真			

(森とくらす活動)

環境教育

整理番号 46

事業名	西予原木きのこ栽培学習会		
事業主体名	中村敬治		
代表者名	代表者名： 中村 敬治	会 員：	1名
事務局住所	西予市宇和町山田1858		
連絡先	担当者名： 中村 敬治	電 話：	090-7621-3791
実施箇所	西予市		
事業の概要	地元小学生を対象に原木きのこの室内学習や植菌実習を行った。		
事業費	事業費： 202,078 円	補助金額：	202,000 円
活動状況	活動回数： 5 回	参加延べ人数：	223 人
状況写真			

(森とくらす活動)

森林体験

整理番号 47

事業名	森を取り戻そうプロジェクト		
事業主体名	にいほま環境市議会議		
代表者名	代表者名： 近藤 康夫	会 員： 57名	
事務局住所	新居浜市八幡2-1-36		
連絡先	担当者名： 堀田 一昌	電 話： 0897-37-0618	
実施箇所	新居浜市		
事業の概要	下刈り等を実施するとともに、地域の小学生を対象とした椎茸のほだ木作りの体験学習を実施した。		
事業費	事業費： 152,529 円	補助金額：	150,000 円
活動状況	活動回数： 3 回	参加延べ人数：	90 人
状況写真			

(森とくらす活動)

森林体験

整理番号 48

事業名	自然環境を考える森林学習と木工教室		
事業主体名	奈良原さんの自然を育む会		
代表者名	代表者名： 青井 三郎	会 員： 50名	
事務局住所	今治市北日吉町3-2-28		
連絡先	担当者名： 門田 文夫	電 話： 0898-22-3251	
実施箇所	今治市		
事業の概要	地元小学生を対象にした森林学習や木工教室を行い森林の様々な働きについて学習した。		
事業費	事業費： 141,785 円	補助金額：	141,000 円
活動状況	活動回数： 2 回	参加延べ人数：	147 人
状況写真			

(森とくらす活動)

森林体験


整理番号 49




事業名	森林・自然体験活動推進事業		
事業主体名	森林・自然体験活動連絡会		
代表者名	代表者名： 大野 英孝	会 員： 160名	
事務局住所	松山市南江戸5-2-28-B103		
連絡先	担当者名： 佐竹 博之	電 話： 089-924-0225	
実施箇所	伊予市		
事業の概要	都市住民の森林・自然への理解を深めるため、えひめ森林公園等で自然体験、ネイチャーゲームなどを実施した。		
事業費	事業費： 226,021 円	補助金額：	226,000 円
活動状況	活動回数： 8 回	参加延べ人数：	561 人
状況写真			

(森とくらす活動)

炭焼

整理番号 50

事業名	自然とのふれあい事業		
事業主体名	伯方町女性林業研究グループ		
代表者名	代表者名： 馬越 良歌	会 員： 19名	
事務局住所	今治市伯方町木浦甲1235（今治市役所伯方支所内）		
連絡先	担当者名： 重田 秀幸	電 話： 0897-72-1500	
実施箇所	今治市		
事業の概要	地元小中学生を対象に竹林整備、炭焼き、シイタケ栽培等の活動を行うことで森林環境について学習した。		
事業費	事業費： 204,772 円	補助金額：	204,000 円
活動状況	活動回数： 2 回	参加延べ人数：	80 人
状況写真			

事業名	椎茸栽培による森林環境教育		
事業主体名	特定非営利活動法人 桜		
代表者名	代表者名： 土手内 弘喜	会員： 12名	
事務局住所	伊予市稻荷甲607-4		
連絡先	担当者名： 山岡 裕嗣	電話： 080-2982-6830	
実施箇所	松山市		
事業の概要	椎茸栽培等を通して森林環境整備や森林の多面的機能に関する理解と認識を高めた。		
事業費	事業費： 507,131 円	補助金額： 495,000 円	
活動状況	活動回数： 6 回	参加延べ人数： 77 人	
状況写真	  		

資料編

改正 平成17年7月19日条例第46号
平成21年12月18日条例第65号平成20年4月30日条例第42号
平成22年6月29日条例第32号愛媛県森林環境税条例を次のように公布する。
愛媛県森林環境税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するために森林環境税を課するため、県民税の均等割の税率に関し、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 森林環境税は、次条の規定により個人の県民税の均等割の税率に加算し、及び第4条の規定により法人の県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

一部改正〔平成20年条例42号〕

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成17年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。

一部改正〔平成21年条例65号〕

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。

一部改正〔平成20年条例42号・21年65号・22年32号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
一部改正〔平成17年条例46号〕

(経過措置)

2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成16年愛媛県条例第26号)附則第8項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円」とする。

一部改正〔平成17年条例46号〕

3 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第3項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に100円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

4 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第5項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に300円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

附 則(平成17年7月19日条例第46号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。(後略)
(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第6条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。

4 平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第16条を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第4項」とする。

5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。

6 県は、平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第16条を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第46号)附則第6項」とする。

附 則(平成20年4月30日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第65号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県森林環境税条例(以下「新条例」という。)第3条の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、平成21年度分までの個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

3 新条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度及び連結事業年度並びに同日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率について適用し、同日前に開始した事業年度及び連結事業年度並びに同日前の同号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月29日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

愛媛県森林環境保全基金条例を次のように公布する。

愛媛県森林環境保全基金条例

(設置)

第1条 水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策を推進するため、森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、愛媛県森林環境税条例(平成16年愛媛県条例第46号)の規定による森林環境税の収入額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除した額で一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費並びに基金の管理及び運営に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(愛媛県森林環境保全基金運営委員会)

第7条 第5条に規定する事業に関する事項その他基金に関する事項を調査審議させる等のため、愛媛県森林環境保全基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

愛媛県森林環境保全基金運営委員会委員名簿

任期 [平成25年 4月 1日
平成27年 3月31日

職種	現職	氏名	備考
福祉関係者	愛媛大学教育学部 教授	アイ 倫子 青井 倫子	
木材関係者	久万造林株式会社 代表取締役社長	イ 健太郎 井部 健太郎	
林業関係者	愛媛県林業研究グループ連絡協議会 会長	ウ 禎夫 宇佐美 禎夫	
学識経験者	愛媛大学農学部 名誉教授	エ 次夫 江崎 次夫	委員長
漁業関係者	愛媛県漁協女性部連合会 会長	キ ヒサ子 喜田 ヒサ子	副委員長
消費者代表	愛媛県農山漁村生活研究協議会 会長	コ 千鶴子 小西 千鶴子	
一般県民	公募	コ 智佳 近藤 智佳	
森林ボランティア関係者	えひめ森の案内人会 会長	シ 博文 白石 博文	
企業関係者	(一般社団法人)愛媛県建設業協会 常務	セ 慎吾 関谷 慎吾	
環境教育関係者	元愛媛県PTA連合会 副会長	セ 眞澄 攝津 眞澄	

敬称略、五〇音順。

税制度の概要 (H22~26)

納める方式	県民税均等割上乘せ課税方式（法定普通税）																								
納める人	県内に住所、事業所などがある個人・法人 (個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者)																								
納める額	<p><個人> 年額700円 給与所得者・65歳以上の公的年金受給者は、給与・年金から「天引き」して市町に納税します。事業所得者等は、市町から送られてくる納税通知書により納税します。</p> <p><法人> 県民税均等割標準税率の7%相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資本金等の金額の区分</th> <th style="width: 20%;">標準税率①</th> <th style="width: 20%;">森林環境税額②</th> <th style="width: 30%;">納税額(①+②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> <td>856,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> <td>577,800円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> <td>139,100円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> <td>21,400円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額の区分	標準税率①	森林環境税額②	納税額(①+②)	50億円超	800,000円	56,000円	856,000円	10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円	1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円	1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円	上記以外	20,000円	1,400円	21,400円
資本金等の金額の区分	標準税率①	森林環境税額②	納税額(①+②)																						
50億円超	800,000円	56,000円	856,000円																						
10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円																						
1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円																						
1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円																						
上記以外	20,000円	1,400円	21,400円																						
納める方法	<p>個人県民税は市町が給与所得者は特別徴収、事業所得者等は普通徴収、法人県民税は法人が県に申告納付します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><個人の場合></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p style="background-color: #bbdefb; padding: 5px;">給与所得者 (納税義務者)</p> <p style="font-size: small;">↓ 特別徴収 (天引き)</p> <p style="background-color: #bbdefb; padding: 5px;">雇用主 (特別徴収義務者)</p> <p style="font-size: small;">↓ 納入 (住民税)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="background-color: #bbdefb; padding: 5px;">事業所得者等 (納税義務者)</p> <p style="font-size: small;">↓ 普通徴収 納付(住民税)</p> </div> </div> <p style="font-size: small;">↓ 払込(個人県民税)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><法人の場合></p> <div style="text-align: center;"> <p style="background-color: #bbdefb; padding: 5px;">法人 (納税義務者)</p> <p style="font-size: small;">↓ 申告納付 (法人県民税)</p> </div> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 10px 20px; border-radius: 5px;">市 町</div> <div style="margin: 0 10px; font-size: 24px;">→</div> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 10px 20px; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">愛媛県</div> </div>																								
税收の管理	森林環境税は普通税として徴収しますが、その目的を明確にするため、基金に積み立て、基金運営委員会を設置することにより適正に管理します。																								
実施期間	実施期間は5年間とし、期間満了時に見直し・検討を行います。																								

..... お問い合わせ
.....

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁
農林水産部森林局森林整備課保護緑化係
 TEL 089-912-2597 FAX 089-912-2594

〒791-0212 東温市田窪743
森の交流センター
 TEL 089-990-7017 FAX 089-990-7073
<http://www.pref.ehime.jp/index.jsp>